

令和 7 年度 東京地方最低賃金審議会第 1 回専門部会 議事録

- 1 日 時 令和 7 年 8 月 1 日（金）午後 4 時 30 分から午後 4 時 55 分
- 2 場 所 九段第 2 合同庁舎 10 階 共用会議室
- 3 出席者 公益代表委員 3 名 労働者代表委員 3 名 使用者代表委員 3 名

賃金課長 定刻になりましたので、ただいまから第 1 回東京都最低賃金専門部会を始めさせていただきます。賃金課長の若月でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、令和 7 年度の第 1 回目の会議となりますので、部会長、部会長代理が選出されるまでの間、事務局で議事を進めさせていただきます。

初めに、事務局から注意事項等ご説明させていただきます。

主任賃金指導官 傍聴される方について、傍聴に対する遵守事項に従っていただきますようお願いいたします。特に、パソコン、携帯電話等通信機器の電源は必ず切ってください。また、写真撮影、録音はご遠慮ください。

続きまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。本日は、議事次第、座席表、令和 7 年度東京都最低賃金専門部会委員名簿をお配りしております。不足等ございましたら、事務局にお申し付けください。

賃金課長 本日御出席の委員の皆様には、本年 7 月 31 日付けで東京都最低賃金専門部会委員に任命させていただきました。

委員の皆様への辞令の交付でございますが、本来であれば、東京労働局長より、お一人お一人直接にお渡しすべきところでございますが、今回、あらかじめ机上に置かせていただきましたことを、何とぞ御寛容のほどお願い申し上げます。

なお、お手元に委員名簿をお配りしておりますので、御確認をお願いします。続いて、委員の出欠状況について、事務局から報告致します。

主任賃金指導官 本日は、全委員が御出席ですので、最低賃金審議会令第 6 条第 6 項により準用されている第 5 条第 2 項に定める全委員の 3 分の 2 以上又は各側委員の各 3 分の 1 以上の定足数を充たしていることを御報告いたします。

賃金課長                    それでは、令和7年度東京都最低賃金専門部会の開会に当たりまして、川又労働基準部長から御挨拶申し上げます。

労働基準部長            労働基準部長の川又です。よろしくお願いします。

本日はお忙しいところ、当専門部会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。先ほど賃金課長から説明させていただきましたように、7月31日付けで皆様を専門部会委員に任命させていただいたところでございます。本当にお忙しいところ、御参集頂きまして、重ねて御礼を申し上げたいと思います。

中央最低賃金審議会の目安につきましては、未だ伝達されていないという状況でございます。しかしながら、最低賃金につきましては、世間からも大きく注目を集めておるところであり、委員の皆様方には、ご審議をよろしくお願いしたいと思っております

事務局といたしましても、円滑な審議が図られますよう、最大限努力して参りたいと思っておりますので、なんなりとお申しつけください。よろしくお願い致します。

賃金課長                    議事次第に従いまして、議事（1）の部会長及び部会長代理の選出についてに入りたいと思います。

部会長の選出につきましては、最低賃金法第25条第4項が準用する同法第24条第2項において公益を代表する委員のうちから、委員が選挙するとされておりますが、どなたか部会長候補について御推薦ありますでしょうか。

原委員をお願いします。

原委員                    部会長に本田委員を推挙いたします。

賃金課長                    ありがとうございます。ただいま原委員から本田委員を部会長に、との御推挙がございました。いかがでございましょうか。

（「異議なし」の声）

御異議なしとのことですので、部会長には本田委員の就任を決定させていただきます。

続きまして、部会長代理候補の選出に移ります。

部会長代理の選出につきましては、最低賃金法第25条第4項が準用する同法第24条第4項において会長に事故があるときは、あらかじめ公益を代表する委員のうちから、委員により選挙された者が会長の職務を代理するとされ、同法第24条第2項により、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙するとされておりますが、部会長代理候補について御推薦ありますでしょうか。

原委員お願いします。

原委員

部会長代理に石毛委員を推挙いたします。

賃金課長

ありがとうございます。ただいま原委員から石毛委員を部会長代理に、との御推挙がございました。いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声)

賃金課長

御異議なしとのことですので、部会長代理には、石毛委員の就任を決定させていただきます。

それでは、以後の議事につきましては、本田部会長に進行をお願いいたします。

本田部会長

ただいま、部会長に就任いたしましたので、私の方で議事の進行をさせていただきます。

まず初めに、議事(2)東京都最低賃金の改正決定に係る意見についてです。先ほど本審で事務局から説明がありました、様々な団体などからの意見について、改めて各側委員から、御意見を伺いたいと思います。

まず、労側いかがでしょうか。

大島委員

要請書がたくさん上がったと思います。いただいたご意見、これはまさに生の声だと感じております。我々は重く受け止め、真摯に審議に臨んでいきたいと思っております。

本田部会長

では、使側いかがでしょうか。

神委員

様々な立場の多くの団体から、様々な意見要請が寄せられているということを重く受け止めまして、今後の審議には、真摯かつ慎重に臨んで

いきたいと思います。

本田部会長

本日の本審において説明があったとおり、意見書を通じて働いている方々の実態もさることながら、審議会の運営に関しても、いろいろな御要望、御意見があることを理解いたしました。

私ども公益の立場といたしましても、労使の円滑な審議に資するように、進行をしっかりとしていきたい。

次に、議事（３）の労使各側の基本的な意見の表明についてに進みます。本審において、基礎調査結果ですとか資料の説明を頂きましたが、それらの説明を踏まえて、労側、使側、各側から現段階における基本的な考え方の表明をお願いできればと思います。

労側委員いかがでしょうか。

大島委員

先程、資料の説明ありがとうございました。まだまだ、これから読み込んでいかなければならないと思っております。ですので、具体的な数字というより、今回の審議会に臨む、我々の姿勢を述べさせて頂きたいと思っております。

基本的な考えですが、第一にあるのは、最賃法第１条の目的にあるとおり、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与すること。まさに、これに尽きるかなと思っております。

具体的には、本年の現在までの賃上げ状況、そして実質賃金、東京で働き暮らしていくあるべき水準、この三つを重点において審議に臨んでいきたいと思っております。

賃上げに関しましては、これまでの結果として、前年に続き、高い水準での賃上げを実現しております。現在の賃上げの数字の多くは、労使交渉の場が設けられている企業によるものであります。いわゆる春闘の結果だったということでございます。労使交渉の場を持たない労働者、主にパートタイムや有期契約で働く方々に当たるとは思うんですが、この審議会をもって、賃上げの効果を確実に波及させなくてはならない、その必要があると思っております。

ここ数年で、高い水準での賃上げは実現して、当然名目賃金は上がっ

ているものですね。実質賃金が現在マイナスで推移していると、残念な結果となっているのも事実である。賃上げしてもなお、物価の上昇に追いつかない状況が続いており、昨年、東京でも50円の最賃賃上げをしましたが、生活水準は実質後退しているのではないかと考えております。

東京の最低賃金をご存じの通り1,163円、これは年間2,000時間働いたとしても、年収は約230万円、いわゆるワーキングプアに近い水準であると思っておりますし、これは国際的にも低位であるという認識でございます。

私の所属する連合東京では、首都東京における目標、目指すべき水準を1,500円としております。物価の上昇に負けないインパクトのある賃上げを目指していきたいなと思っております。

またですね、賃金は労働の対価であるということも、重点に置きたいと思っておりますし、いわゆる賃金の対価でありますので、やみくもにお金を要求しているものではないです。賃上げこそが成長戦略の要である、これは新しい資本主義グランドデザイン2025年改訂版の最初の方に記載されていると思いますが、労働者はそれぞれ所属する企業、団体に貢献していること、賃金はその対価であることも含めて、今回の審議に臨んでいきたいなと思っております。

他方ですね、雇用主がいなければ、我々雇用労働者は成り立たないというのも当たり前のことでございます。生産性向上の必要性や適正な価格転嫁が十分できていない状況も認識しております。不備なく、確実に賃金を反映させられるよう、制度整備もしくはですね、支援策の拡充、そちらの方も求めてまいりたいと思っております。

現在の東京で働き、生活することを基準に真摯な議論を尽くしてまいります。結果、労使ともに納得のいく答えが出ることを期待していきたいと思っております。

私からは以上です。

本田部会長

ありがとうございました。労側のその他の委員の方は特によろしいですか。

(特になし)

次に、使側委員いかがでしょうか。

神委員

目安が中賃から示されていない中で、基本的な考え方を具体的に申し上げるのは、難しいところではありますが、使用者側といたしましても実質賃金の低下が続く中であって、最低賃金の一定の引上げが必要であることについては、理解をしているところでございます。

ただ、従来より申し上げているとおり、最低賃金というのは最低賃金法に基づいて、全ての企業に強制的に適用され、違反には罰則が課されるという厳しい制度でございます。企業が経営環境、財務状況等に応じて自主的に決定をする賃金の引上げとは、根本的に最低賃金は異なるという点を十分に踏まえた審議が必要であることを改めて申し上げておきたいと思います。従いまして、春季労使交渉における賃上げ率の平均値、その同水準、またそれ以上の水準を目標として、最低賃金の引上げのあり方を検討するような方法というのは、適切ではないと思っております。

最も重要なのは、最低賃金の引上げの影響を強く受ける、中小・小規模事業者配慮した審議が必要であるということです。とりわけトランプ関税の問題について、一応の決着を見たとはいうものの、経済の不確実性、先行きの不透明性というのは、まだ残っている状況にあります。そういった中で、急激なペースでの最低賃金の引き上げの議論は慎重に行うべきだと考えているところでございます。

それから、これも従来から繰り返し申し上げていることではございますけれども、最低賃金の引上げに当たっては、最賃法9条に定められている3要素を総合的にしっかりと考慮して決定すべきであって、使用者側としては、企業の支払い能力を示す指標である、いわゆる第4表、賃金改定状況調査の結果を重視すべきという立場に変わりはありません。

一方で物価高騰が続く中において、生計費への一定の配慮が必要であるということは、認識をしているところではございますが、3要素のうち生計費のみに着目をするような議論ではなく、中小・小規模事業者の

経営実態を慎重に見極めながら、納得感のある引上げ額の決定に向けて、丁寧な審議を尽くしていきたいと思っているところでございます。

また、発効日についても一言申し上げておきたいと思います。物価の高騰、人件費の高騰といったものを十分に価格転嫁できていない、いわゆる厳しい経営環境にある中小・小規模事業者にとっては、わずか2ヶ月足らずの期間で、賃金規定の改定、雇用契約の改定、給与システムの改修、そして一番大事な引上げ分の支払原資の確保、これらを行うことは極めて困難であると感じております。

従って、中小・小規模事業者が取り残されないように、何らかの措置を講じるのは、絶対に必要なことであるということを使用者側としては申し上げておきたいと思っております。改定後の最低賃金に対応するための準備期間を十分に確保するという観点から、発効日については10月という時期にこだわるのではなく、企業負担軽減のためにも柔軟な発効日のあり方について、しっかりと真摯な議論を行いたいと思っております。

私からは以上です。

本田部会長

ありがとうございます。使側の委員で、他の委員の方、御意見ございますか。

清田委員

今、神委員がおっしゃられたことと、重複することが多いのですが発言いたします。賃上げは重要ということは十分理解しており、賃上げによって経済の好循環を果たしていきたい。この点は、我々使側としても思いを同じにするところでございます。

他方で、これから議論させていただくのは、労働者のセーフティネットを確保するための最低賃金の議論であり、強制力を持ってかつ罰則付きで、原則全ての企業に適用される、この最低賃金という性質・役割が、一般的な賃上げとは異なることを踏まえた議論が必要だろうと考えてございます。

その中で、しっかりと東京都の状況を踏まえながら法律に定められる3要素、生計費、賃金、支払能力、この3要素の東京都のデータをバランスよく、しっかりと見ながら、納得感がある決定に向けた議論を進めて

いきたいと思います。

私ども使用者側といたしましては、しっかりと影響を強く受ける中小企業の実態を踏まえた議論が必要と考えています。東京の企業数約40万強ある中で、中小企業は99%弱を占めています。さらには小規模事業者についても8割弱を占めているという、実態は決して無視できない水準であるというところ、ご理解をいただきながら、議論を進めていきたいと考えてございます。

最後に、神委員もおっしゃられましたけれども、発効日の考え方についてでございます。表現が適切か分かりませんが、最低賃金というのは規制の強化だと思っております。規制の強化に対しては、一定の準備期間を確保するというところは、合理的かつ妥当な判断ではないかと思っております。10月1日にとらわれず、適切な時期での指定日発効も含めた議論を行っていきたいと考えてございます。

私からは以上です。

本田部会長

労側、使側、共に他方の意見について、御意見、御質問等ございますか。

(特になし)

本田部会長

それでは、最後の議事（４）のその他に進みます。

何か予定の議題以外に、審議すべき事項がございますでしょうか。

事務局に対して、追加資料の要望等もございましたら、この機会に承りますけれども、何かございますか。

清田委員

すいません、昨年もお願いさせて頂いたのですが、企業の東京都の倒産件数の状況、それから倒産に至らずとも厳しい状況を見る参考として、東京信用保証協会の代位弁済の状況、こちらについて資料としてのご提供をお願いしたいと思います。加えまして、私から用意をさせていただきたいと思っておりますが、東京商工会議所で、価格転嫁の状況について調査を行っているものがございます。参考としてご覧をいただきたく、これは私の組織の資料でございますので、私からの提出とさせてい

ただきたいと思います。

以上です。

本田部会長

資料提出のご要望等、労側は何かありますか。

大島委員

連合東京で調査した、生活実態調査のアンケート結果がありますので、参考までにお配りしたいと思っております。

資料をお願いしたいものとしては、東京都内の雇用者数と非正規雇用者の数とかが分かる資料がございましたら、いただきたいなと思います。

清野委員

先程、清田委員からありましたとおり、企業倒産を含めて、その数字等々、その倒産理由とかも、もし分かるのであれば、それもお付け頂ければなと思います。

本田部会長

事務局のほうで、労使各側からご要望のあった資料について、その有無を確認し、資料があるようでしたらご準備下さい。

これ以上、御意見等がございませうでしたら、議事はこれで終了したいと思います。

(特になし)

では、今日の審議はこれで終了とさせていただきます。

本日の議事録は、公益委員は私が、 労側委員は大島委員、使側委員は神委員に確認をお願いしたいと思います。

最後に事務局から連絡事項があればお願い致します。

賃金課長

次の開催日程については、後日事務局より御連絡させていただきます。皆様の御出席をよろしくお願いいたします。

以上です。

本田部会長

それでは、本日はこれにて終了といたします。お疲れさまでした。